

吉野町地域防災計画修正等支援業務公募型プロポーザル参加事業者の公募について

吉野町地域防災計画修正等支援業務に係るプロポーザル参加事業者を、次のとおり公募する。

令和8年4月15日

吉野町長 中井章太

1. 委託業務の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 業 務 名 | 吉野町地域防災計画修正等支援業務 |
| (2) 委 託 内 容 | 吉野町地域防災計画修正等支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに |
| (3) 委 託 期 間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (4) 委 託 金 額 上 限 | 5,478,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| (5) 契 約 方 法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に奈良県内市町村発注の同種業務（地域防災計画策定又は修正支援業務）実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 吉野町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は、同法同条第2号及び第3号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。
- (5) 吉野町入札参加資格停止措置要領（平成21年2月施行）に基づく資格停止措置その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
- (6) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は社会更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

(9) 国税および地方税を滞納していないこと。

3. 日程

項目	期 日
プロポーザル実施要領公表期間	令和8年4月15日(水)から 令和8年5月20日(水)まで
質疑書の提出期限	令和8年4月23日(木)午後5時まで(必着)
質疑書への回答	令和8年4月27日(月)午後1時から
参加意向届出書兼誓約書受付期間	令和8年4月15日(水)から 令和8年4月30日(木)午後5時まで(必着)
参加資格確認結果通知 (企画提案者の選定通知)	令和8年5月 7日(木)午後3時以降順次送信
参加資格がないことに対する説明請求	令和8年5月11日(月)正午まで
説明請求に対する回答	令和8年5月12日(火)午後1時
企画提案書及び見積書提出期間	令和8年5月 8日(金)から 令和8年5月20日(水)午前9時~午後5時まで
参加辞退届の提出期限	令和8年5月20日(水)午後5時まで(必着)
プレゼンテーション(ヒアリング)	令和8年5月27日(水)
企画提案書の審査結果通知	令和8年5月29日(金)午後1時以降順次送信

4. 関係資料の配布 本業務に関する資料及び本プロポーザルに参加するために必要な書類は次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和8年4月15日(水)から令和8年5月20日(水)まで

(2) 配布資料

- ① 吉野町地域防災計画修正等支援業務に係るプロポーザル実施要領
- ② 吉野町地域防災計画修正等支援業務仕様書(別紙1)
- ③ 参加意向届出書兼誓約書(様式第1号)
- ④ 質疑書(様式第2号)
- ⑤ 業務実績書(様式第3号)
- ⑥ 会社概要書(様式第4号)
- ⑦ 業務実施体制調書(様式第5号)
- ⑧ 参加辞退届(様式第6号)

(3) 配布、掲載場所

ア 吉野町ホームページからダウンロードにて入手可能

<https://www.town.yoshino.nara.jp>

下記のリンク先から必要に応じてダウンロードし、使用すること。

総合トップ・ホーム > お知らせ

イ 〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80-1

吉野町役場 総務課 危機管理室(2階)

電話0746-32-3081（代表）

※午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土・日・祝を除く）

5. 選考方法等に関すること

- (1) 参加表明者が多数の場合は、別途設置する「吉野町地域防災計画修正等支援業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）」において、企画提案書等の書類選考を一次審査として実施し、二次審査のプレゼンテーションを受けることができる事業者を4者に選定する。この場合、選定理由等に対する質問、異議等は受け付けない。なお、参加表明者が4者以下の場合は、一次審査を実施しない。
- (2) 委員会において下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や審査結果に対する質問、異議等については受け付けない。
- (3) 町は、優先交渉権者と、提出された提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が調わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、町は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。
- (4) 町と優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

6. 失格要件

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 委員会において、合計得点が60点を下回った場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (5) 消費税込みとして計算した見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

7. 留意事項

- (1) やむを得ない事情により、町が、プレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程変更、またはオンラインでの実施に変更とする場合があります。この場合において、これに要する経費については、本町に請求することはできない。
- (2) プレゼンテーションの結果については、町ホームページ上で公表するとともにメールで送信する。
- (3) 業務の実績等については、日本国内での業務の実績等のみを認める。
- (4) 参加意向届出書兼誓約書を提出しなかった場合又は参加資格がない旨の通知を受けた場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (5) 参加意向届出書兼誓約書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加申込者又は企画提案者の負担とする。

- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書類の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申込者又は企画提案者が負うものとする。
- (9) 提出書類は、受託候補者の選定以外に参加申込者又は企画提案者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (10) 参加申込者又は企画提案者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (11) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。
- (12) 提出書類は、吉野町情報公開条例（平成11年吉野町条例第27号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、受注者以外から提出された企画提案書は対象外とする。
- (13) 参加申込書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第6号）を担当課に持参又は郵送により提出すること。令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）
- (14) 参加申込者又は企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (15) 本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本町との協議に基づいて決定するものとする。
- (16) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、吉野町は契約を解除できるものとする。この場合、町に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (17) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更または中止する場合がある。この場合、参加申込者又は企画提案者に対して吉野町は一切の責任を負わないものとする。
- (18) 参加申込者又は企画提案者は、参加意向届出書兼誓約書の提出をもって、吉野町地域防災計画修正等支援業務に係る公募型プロポーザル募集要領（以下、「要領」という。）及び仕様書等の記載内容に同意したものとする。
- (19) その他詳細については、要領及び仕様書等によるものとする。

8. 担当課

吉野町役場 総務課 危機管理室（担当：東）

所在地：〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1

電話：0746-32-3081（代表）

FAX：0746-32-8855

e-mail：soumu1@town.yoshino.lg.jp